

「地域連続法話会」の助成について【実施要項】

宗門においては、慶讃法要をお迎えする2022年度までの4年間、慶讃事業の重点教化施策の1つである寺院活性化の取り組みを推進してまいります。

寺院活性化支援室 過疎・過密地域寺院支援では、真宗の教えとの出遇いの場、寺院が共同して聞法の間を開く取り組みが推進されることを願い、地域連続法話会の開催に對しての助成を行います。

- 1 期 間 2019年度から2022年度
- 2 対 象 国の「過疎地域自立促進特別措置法」において、過疎地域、みなし過疎及び一部過疎に指定された市町村に属する寺院。
- 3 内 容 3カ寺以上の寺院が共同して同朋の会や法座を開き、同一講師が連続して出向する。
※講師は主催者に選定いただきます。
- 4 助 成 上限50,000円（1年度1カ所1回）
※講師謝礼を除く旅費及び宿泊費（宗務所旅費内規に基づき算出）
- 5 申込方法 開催の1カ月前までに、「離郷門徒のつどい・ふるさと法要」助成申請書を所轄教務所に提出してください。助成目的に合致しない場合や、申請締切を越えた場合は交付できません。
- 6 そ の 他 (1) 開催当日の取材をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
(2) 開催の検討、準備のご相談も受け付けます。企画調整局までご連絡ください。

【お問い合わせ】 企画調整局内 寺院活性化支援室 過疎・過密地域寺院支援担当
TEL 075-371-9208

以 上